

就農を目指す皆さん！

農業次世代人材投資資金(準備型)を活用しませんか

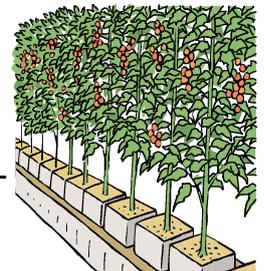
福島県で就農を目指す、あなたの技術習得を支援します

1 農業次世代人材投資資金(準備型)とは

農業経営者になる強い意欲を持つ方を対象に、就農に向け農業技術や経営ノウハウ等の研修を行う場合に、年間150万円 の資金を交付し生活の安定を支援するものです。

2 交付の内容

- (1) 交付額 年間最大150万円
- (2) 交付期間 2年間(海外研修を行う場合は、最長3年以内)
- (3) 交付者 (公財)福島県農業振興公社 青年農業者等育成センター



3 交付の要件

- (1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意志を有していること。
- (2) 独立・自営就農(※1)または雇用就農(※2)または親元就農(※3)すること。

(※1) 独立・自営就農

- ① 農地の所有権又は利用権を所有 (農地法第3条、同条各号及び特定作業受委託契約を締結したもの)
- ② 主要な農業機械・施設を所有又は借用
- ③ 自己名義で出荷・取引
- ④ 通帳・帳簿等を自己名義で管理
- ⑤ 経営の主宰権を有すること の5つを全て満たすことが必要

(※2) 雇用就農

- ・ 農業法人等と雇用契約を結び常勤すること

(※3) 親元就農

- ・ 親族が経営する農業経営体に就農すること この場合
- ① 家族経営協定等により責任や役割を明確にすること
- ② 就農後5年以内に当該農業経営を継承すること(法人化されている場合は当該法人の経営者になること(共同経営者になる場合を含む))を確約することの2つが必要

(3) 研修計画が以下の基準に適合していること

- ① 県が認めた研修機関(※4)・先進農家・先進農業法人(※5)で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること。
- ② 国内での研修後最長1年間の海外研修を行う場合は、就農後5年以内に実現する農業経営内容と、海外研修の関連性・必要性が明確であること。

(※4)県が認めた研修機関（H30年3月現在）

ア 県農業総合センター農業短期大学校 イ 県農業総合センター果樹研究所（講習生）
ウ 郡山市園芸振興センター（こおりやま園芸カレッジ）

(※5)先進農家・先進農業法人の要件

ア 先進農家等の経営主が交付対象者の親族でないこと イ 先進農家等と過去に雇用契約を結んでいないこと ウ 技術力、経営力から見て研修先として適切であること等

- (4) 常勤（週35時間以上の継続的な労働）の雇用契約を締結していないこと。
- (5) 生活保護、求職者支援制度など生活費を支給する国の他の事業を受給していないこと。
- (6) 独立・自営就農予定者は、就農5年以内に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- (7) 青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」（農水省運営）に加入していること。

交付対象の特例

・国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性等が認められて海外研修を行う場合は交付期間が1年間延長されます。

交付金返還のケース

- ① 適切な研修を行っていない場合
- ② 研修終了後1年以内に原則45歳未満で就農をしなかった場合
- ③ 交付期間の1.5倍（又は2年間、海外研修者は5年間）、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- ④ 海外研修した者が就農後5年以内に、計画した農業経営を実現しなかった場合
- ⑤ 親元就農者が、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、又は農業法人の共同経営者にならなかった場合
- ⑥ 独立・自営就農をした者が就農後5年以内に農業経営改善計画、又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合
- ⑦ ③と同じ期間就農状況報告を行わなかった場合

4 交付手続きの概要

- ① 毎年、1～2回（6月及び10月頃）交付希望者の募集を行います。
希望する方は、様式で定められた研修計画と関係書類を公社に提出して下さい。
- ② 募集する際は関係機関に通知するとともに、青年農業者等育成センターホームページに掲載します。
- ③ 公社は提出された書類を審査し交付希望者と面談を行い、要件を満たす場合に予算の範囲内で計画を承認し資金を交付します。

問い合わせ先

公益財団法人福島県農業振興公社 青年農業者等育成センター

住所：960-8681 福島市中町8番2号（福島県自治会館内）

TEL：024(521)9848 9835 Fax：024(521)8277 E-mail：infomation@fnk.or.jp